

議案第十六号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「級別標準職務」を「級別職務」に改める。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 級別職務

第六条を次のように改める。

（級別職務）

第六条 条例第五条第二項に規定する級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務の内容は、別表第一に掲げる級別職務表（以下「級別職務表」という。）に定めるとおりとする。

第七条中「級別標準職務表」の下に「又は級別職務表」を加える。

第五十八条の四第三項第一号中「六千円」を「八千円」に改め、同項第二号中「一万三千円」を「一万六千円」に改め、同項第三号中「二万円」を「二万四千元」に改め、同項第四号中「二万六千円」を「三万二千元」に改め、同項第五号中「三万三千円」を「四万円」に改め、同項第六号中「三万八千円」を「四万六千円」に改め、同項第七号中「四万三千円」を「五万二千元」に改め、同項第八号中「四万八千円」を「五万八千円」に改め、同項第九号中「五万三千円」を「六万四千元」に改め、同項第十号中「五万八千円」を「七万円」に改める。

第六十七条の六第二項第二号中「及び六十七条第八号に掲げる職員」を削り、同項第八号中「第六十八条の五第二項

第六号」を「第六十八条の五第二項第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 大学院修学休業をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間

第六十七条の十一第三号中「第六十七条の六第二項第五号(一)及び(二)」を「第六十七条の六第二項第六号(一)及び(二)」に改める。

第六十八条の五第二項第二号中「及び第六十七条第八号に掲げる職員」を「(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。)」に改め、同項中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「第六十七条の六第二項第五号(一)」を「第六十七条の六第二項第六号(一)」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 大学院修学休業をしている職員として在職した期間

別表第一を次のように改める。

別表第 1 級別職務表 (第 6 条関係)

イ 行政職給料表級別職務表

職務の級	級別標準職務表に規定する職務	左欄の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
1 級	主事の職務	事務職員 (臨時) の職務
4 級	1 主任主査の職務 2 困難な業務を行う主査の職務	統括事務長補佐の職務
5 級	1 事務長の職務	1 統括事務長の職務

31

に改め、別表第九ハの表中

33
34
34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40

に、

26
27
28
29
30
31
32
33
33
34
34
35

を

25
26
26
27
27
28
28
29
29
30
30

57
57
57
57
58
58
58
58
58
58
58
58
58
58
59
59
59
59
59
59
59
59
59
60
60
60

58
59
59
59
59
60
60
60
60
61
61
61
61
61
61

を
57

を
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
42
43

に、
58
58
58
58

157 | 76

に改め、別表第九ロの表中

34
35
36
37
37
38
38
38
39
39
40
40
40
41
41
42
42
43
43
44

149

149
150
151
152
153
154
155
156

別表第十三から別表第十三の五までを次のように改める。

64	43	44	に改め、		72	69	41
64	44	44	別表第九二の表中		73	70	を
64	44	44		を	74	70	
	45	45		50	75	70	34
を	45	45		50	に、	71	34
61	46	46		50		71	35
62	46	46		50		71	35
62	47	46		50	51	71	35
62	47	46		50	51	72	36
62	47	47	を	51	51	73	36
62	48	47		51	51	74	37
62	48	48		51	51	75	38
62	48	48		51	52	76	39
62	49	34		51	52	77	40
62		35		51	52	を	41
62	に、	36		51	52		41
63		37		51	52	68	42
63		37		51	52	68	42
63	62	38		51	53	69	43
63	62	38		51	53	69	43
63	62	39		51	53	69	44
63	62	39		51	53	69	44
63	62	40		51		69	45
63	62	40		52		70	
63	63	41		52		70	に、
63	63	41		52		70	
63	63	42		52		70	69
63	63	42		52		71	69
63	63	42		53			
63	63	43					
63	63	43					
に改める。	63	43					

別表第十三（第五十九条関係）

級地区分 （指定年月日）		学校名		所在地	
一級地 （平成八年一月一日指定）		大阿仁小学校		北秋田市	
一級地 （平成二十八年四月一日指定）		草木小学校	北陽小学校	男鹿市	鹿角市
		東由利小学校	東由利小学校	由利本荘市	由利本荘市
		男鹿北中学校	東由利中学校	男鹿市	由利本荘市
		高瀬小学校	高瀬小学校	雄勝郡羽後町	雄勝郡羽後町

別表第十三の二 削除

別表第十三の三（第五十九条の二関係）

指定年月日 平成二十五年四月一日指定	学校等の名称 鳥海小学校	所在地 由利本荘市
	鳥海中学校	〃

平成二十八年四月一日指定

阿仁合小学校	北秋田市
上小阿仁小学校	北秋田郡上小阿仁村
常磐小学校	能代市
岩見三内小学校	秋田市
上郷小学校	にかほ市
皆瀬小学校	湯沢市
東成瀬小学校	雄勝郡東成瀬村
阿仁中学校	北秋田市
上小阿仁中学校	北秋田郡上小阿仁村
常盤中学校	能代市
岩見三内中学校	秋田市
皆瀬中学校	湯沢市
東成瀬中学校	雄勝郡東成瀬村
湯沢市皆瀬学校給食センター	湯沢市
東成瀬村学校給食センター	雄勝郡東成瀬村

別表第十三の四及び別表第十三の五 削除

別表第十四医療職給料表の項を次のように改める。

<p>医療職給料表</p> <p>職務の級五級及び四級の職員並びに三級の職員（教育委員会が人事委員会と協議して定める職員に限る。）</p>	<p>百分の五（職務の級五級の職員のうち教育委員会 が人事委員会と協議して別に定める職員にあつて は、百分の十）</p>
---	--

別表第十五イの表再任用職員以外の職員の項中

149号給	7,100
-------	-------

--	--

を

149号給から152号給まで		7,100
153号給から156号給まで		7,100
157号給		7,100

に改め、別表第十五ロの表中

5,000	
5,100	

を

5,000	7,100
-------	-------

5,100	7,100
-------	-------

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第九及び別表第十五の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第九及び別表第十五の規定は、平成二十八年一月一日から適用する。
(経過措置)
- 3 平成二十八年一月一日から別表第九の改正規定の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則別表第九の規定による号給がこの規則による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第九の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第九の規定にかかわらず、改正前の規則別表第九の規定による号給とするものとする。
- 4 別表第九の改正規定の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に教育委員会が人事委員会と協議して別に定めるところにより号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日にお

ける号給については、なお従前の例によることができる。

平成二十八年三月二十四日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

市町村立学校の統廃合等に伴うへき地学校等の指定の見直しを行うとともに、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）、学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）等の施行に伴い所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の 一部を改正する規則案の概要について

平成28年3月24日
教職員給与課

1 改正理由

市町村立学校の統廃合等に伴うへき地学校等の指定の見直しを行うとともに、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第36号）の施行等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第36号）の施行に伴う一部改正

級別標準職務表について、規定の整備を行うこととする。（第6条、第7条及び別表第1関係）

①行政職給料表級別標準職務表

	条例に規定	今回規則に規定
職務の級	標準的な職務	左の職務と複雑、困難及び責任の度合いが同程度の職務
1 級	主事の職務	事務職員（臨時）の職務
2 級	困難な業務を行う主事の職務	
3 級	1 主任の職務 2 主査の職務	
4 級	1 主任主査の職務 2 困難な業務を行う主査の職務	統括事務長補佐の職務
5 級	1 事務長の職務 2 困難な業務を行う主任主査の職務	1 統括事務長の職務 2 困難な業務を行う統括事務長補佐の職務
6 級	困難な業務を行う事務長の職務	困難な業務を行う統括事務長の職務

②医療職給料表級別標準職務表

	条例に規定	今回規則に規定
職務の級	標準的な職務	左の職務と複雑、困難及び責任の度合いが同程度の職務
1 級	学校栄養士の職務	学校栄養職員（臨時）の職務
2 級	困難な業務を行う学校栄養士の職務	
3 級	副主任学校栄養士の職務	
4 級	1 主任学校栄養士の職務 2 困難な業務を行う副主任学校栄養士の職務	
5 級	困難な業務を行う主任学校栄養士の職務	

(2) へき地学校等の指定の見直しに伴う一部改正

市町村立学校の統合及び廃校等に伴い、へき地学校等の指定及び指定解除を行うこととする。（別表第13、別表第13の2、別表第13の3、別表第13の5関係）

【別紙】参照

3 施行期日等

- (1) この規則は、平成28年4月1日から施行することとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

へき地学校等指定見直し

<市町村別>

番号	市町村名	学 校 名	平成27年4月1日 の指定級地・点数	平成28年4月1日 見直し後の指定級地	
			指定級地	点数	指定級地
1	鹿角市	草木小学校	特別の地域	56	1級地
2	北秋田市	大阿仁小学校	1級地	48	1級地
3		阿仁合小学校	無級地	37	準へき地
4		阿仁中学校	無級地	42	準へき地
5	上小阿仁村	上小阿仁小学校	特別の地域	44	準へき地
6		上小阿仁中学校	特別の地域	44	準へき地
7	能代市	常盤小学校	特別の地域	38	準へき地
8		常盤中学校	特別の地域	38	準へき地
9	男鹿市	北陽小学校	無級地	45	1級地
10		男鹿北中学校	無級地	45	1級地
11	秋田市	岩見三内小学校	無級地	39	準へき地
12		岩見三内中学校	無級地	39	準へき地
13	由利本荘市	鳥海小学校	準へき地	37	準へき地
14		鳥海中学校	準へき地	37	準へき地
15		東由利小学校	準へき地	56	1級地
16		東由利中学校	準へき地	56	1級地
17	にかほ市	上郷小学校	無級地	35	準へき地
18	湯沢市	皆瀬中学校	無級地	39	準へき地
19		皆瀬小学校	無級地	39	準へき地
20		湯沢市皆瀬学校給食センター	無級地	39	準へき地
21	羽後町	高瀬小学校	1級地	81	2級地
22	東成瀬村	東成瀬小学校	無級地	37	準へき地
23		東成瀬中学校	特別の地域	37	準へき地
24		東成瀬村学校給食センター	特別の地域	37	準へき地

<級地別>

級 地	指 定 校 数		点数	
	H27年4月1日現在	H28年4月1日		
級地別 指定校数	4級地	1 校	0 校	160-199点
	3級地	1 校	0 校	120-159点
	2級地	1 校	1 校	80-119点
	1級地	3 校	6 校	45-79点
	準へき地	5 校	17 校	35-44点
	特別の地域	7 校	0 校	30-34点

※県外を含む。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第二章 初任給、昇格、昇給等の基準</p> <p>第二節 級別職務 (第六条・第七条)</p> <p>第二章 初任給、昇格、昇給等の基準</p> <p>第二節 級別職務</p> <p>(級別職務)</p> <p>第六条 条例第五条第二項に規定する級別標準職務表(以下「級別標準職務表」という。)に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務の内容は、別表第一に掲げる級別職務表(以下「級別職務表」という。)に定めるとおりとする。</p> <p>第七条 職員の級の決定</p> <p>(職務の級の決定)</p> <p>第七条 職員の職務の級は、級別標準職務表又は級別職務表により、かつ、この規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>(加算額等)</p> <p>第五十八条の四 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第十六条の二第二項の規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>目次</p> <p>第二章 初任給、昇格、昇給等の基準</p> <p>第二節 級別標準職務(第六条・第七条)</p> <p>第二章 初任給、昇格、昇給等の基準</p> <p>第二節 級別標準職務</p> <p>(級別標準職務)</p> <p>第六条 条例第五条第二項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第一に定める級別標準職務表(以下「級別標準職務表」という。)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。ただし、行政職給料表の適用を受ける職員については、県立学校事務職員の例により、医療職給料表の適用を受ける職員については、県立学校学校栄養職員の例による。</p> <p>(職務の級の決定)</p> <p>第七条 職員の職務の級は、級別標準職務表 により、かつ、この規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>(加算額等)</p> <p>第五十八条の四 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第十六条の二第二項の規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

- 一 百キロメートル以上三百キロメートル未満 八千円
- 二 三百キロメートル以上五百キロメートル未満 一万六千円
- 三 五百キロメートル以上七百キロメートル未満 二万四千円
- 四 七百キロメートル以上九百キロメートル未満 三万二千円
- 五 九百キロメートル以上千キロメートル未満 四万円
- 六 千キロメートル以上千三百キロメートル未満 四万六千円
- 七 千三百キロメートル以上千五百キロメートル未満 五万二千円
- 八 千五百キロメートル以上二千キロメートル未満 五万八千円
- 九 二千キロメートル以上二千五百キロメートル未満 六万四千円
- 十 二千五百キロメートル以上 七万円

(期末手当に係る在職期間)

第六十七条の六 条例第二十二條第二項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 略

二 育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その二分の一の期間

三 大学院修学休業をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間

四 略

九 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業条例第十八条の規定により読み替えられた条例第六条第三項に規定する算出率をいう。第六十八条の五第二項第七号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間

- 一 百キロメートル以上三百キロメートル未満 六千円
- 二 三百キロメートル以上五百キロメートル未満 一万三千円
- 三 五百キロメートル以上七百キロメートル未満 二万円
- 四 七百キロメートル以上九百キロメートル未満 二万六千円
- 五 九百キロメートル以上千キロメートル未満 三万三千円
- 六 千キロメートル以上千三百キロメートル未満 三万八千円
- 七 千三百キロメートル以上千五百キロメートル未満 四万三千円
- 八 千五百キロメートル以上二千キロメートル未満 四万八千円
- 九 二千キロメートル以上二千五百キロメートル未満 五万三千円
- 十 二千五百キロメートル以上 五万八千円

(期末手当に係る在職期間)

第六十七条の六 条例第二十二條第二項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 略

二 育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）及び第六十七条第八号に掲げる職員として在職した期間については、その二分の一の期間

三 略

八 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業条例第十八条の規定により読み替えられた条例第六条第三項に規定する算出率をいう。第六十八条の五第二項第六号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間

(勤務した期間に相当する期間)

第六十七条の十一 育児休業条例第七条第一項の教育委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき任命権者の承認があつた期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

一・二 略

三 休職にされていた期間(第六十七条の六第二項第六号(一)及び(二)に掲げる期間を除く。)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第六十八条の五 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 略

二 育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間)当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間(が一箇月以下である職員を除く。)として在職した期間

三 大学院修学休業をしている職員として在職した期間

四・五 略

六 休職にされていた期間(第六十七条の六第二項第六号(一)に掲げる期間及び同号(二)の休職の期間のうち、教育委員会が人事委員と協議して定める期間を除く。)

七・十四 略

別表第1 級別職務表(第6条関係)

イ 行政職給料表級別職務表

職務の級	級別標準職務表に規定する職務	左欄の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
1級	主事の職務	事務職員(臨時)の職務
4級	1 主任主査の職務 2 困難な業務を行う主査の職務	統括事務長補佐の職務

(勤務した期間に相当する期間)

第六十七条の十一 育児休業条例第七条第一項の教育委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき任命権者の承認があつた期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

一・二 略

三 休職にされていた期間(第六十七条の六第二項第五号(一)及び(二)に掲げる期間を除く。)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第六十八条の五 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 略

二 育児休業をしている職員及び第六十七条第八号に掲げる職員として在職した期間

三・四 略

五 休職にされていた期間(第六十七条の六第二項第五号(一)に掲げる期間及び同号(二)の休職の期間のうち、教育委員会が人事委員と協議して定める期間を除く。)

六・十三 略

別表第1 (第6条関係)

級別標準職務表

イ 教育職給料表(一)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	助教諭、養護助教諭又は講師の職務
2級	教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
3級	教頭の職務
4級	校長の職務

5級	1 事務長の職務	1 統括事務長の職務
	2 困難な業務を行う主任主査の職務	2 困難な業務を行う統括事務長補佐の職務
6級	困難な業務を行う事務長の職務	困難な業務を行う統括事務長の職務

ロ 医療職給料表級別職務表

職務の級	級別標準職務表に規定する職務	左欄の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
1級	学校栄養士の職務	学校栄養職員（臨時）の職務

別表第5 学歴免許等資格区分表（第9条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	
基準学歴区分	学歴区分		
略	略	略	
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了	
		(2) 略	

備考 略

ロ 教育職給料表(二)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	助教諭、養護助教諭又は講師の職務
2 級	教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
3 級	教頭の職務
4 級	校長の職務

別表第5 学歴免許等資格区分表（第9条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	
基準学歴区分	学歴区分		
略	略	略	
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了	
		(2) 略	

備考 略

別表第9 昇格時号給対応表（第24条関係）

イ 教育職給料表(-)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	
略	略	略	略	
66	<u>49</u>			
67	<u>50</u>			
68	<u>50</u>			
69	<u>51</u>			
70	<u>51</u>			
71	<u>52</u>			
72	<u>52</u>			
73	<u>53</u>			
74	<u>54</u>			
75	<u>55</u>			
略	略			
79				<u>20</u>
80				<u>20</u>
81				<u>21</u>
82		<u>21</u>		
83		<u>21</u>		
84		<u>21</u>		
85		<u>21</u>		
86		<u>22</u>		
87		<u>22</u>		
88		<u>22</u>		
89		<u>22</u>		
90		<u>22</u>		
91		<u>23</u>		
92		<u>23</u>		
93	<u>23</u>			
略	略			

別表第9 昇格時号給対応表（第24条関係）

イ 教育職給料表(-)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	
略	略	略	略	
66	<u>50</u>			
67	<u>51</u>			
68	<u>52</u>			
69	<u>53</u>			
70	<u>53</u>			
71	<u>54</u>			
72	<u>54</u>			
73	<u>55</u>			
74	<u>55</u>			
75	<u>56</u>			
略	略			
79				<u>21</u>
80				<u>21</u>
81				<u>21</u>
82		<u>22</u>		
83		<u>22</u>		
84		<u>22</u>		
85		<u>23</u>		
86		<u>23</u>		
87		<u>24</u>		
88		<u>24</u>		
89		<u>25</u>		
90		<u>25</u>		
91		<u>26</u>		
92		<u>26</u>		
93	<u>27</u>			
略	略			

136		<u>74</u>	
137		<u>74</u>	
138		<u>74</u>	
139		<u>74</u>	
140		<u>74</u>	
141		<u>74</u>	
142		<u>74</u>	
143		<u>74</u>	
144		<u>74</u>	
145		<u>74</u>	
146		<u>74</u>	
147		<u>74</u>	
148		<u>74</u>	
<u>149</u>		<u>74</u>	
<u>150</u>		<u>74</u>	
<u>151</u>		<u>75</u>	
<u>152</u>		<u>75</u>	
<u>153</u>		<u>75</u>	
<u>154</u>		<u>75</u>	
<u>155</u>		<u>75</u>	
<u>156</u>		<u>76</u>	
<u>157</u>		<u>76</u>	

略

136		<u>75</u>	
137		<u>75</u>	
138		<u>75</u>	
139		<u>75</u>	
140		<u>75</u>	
141		<u>76</u>	
142		<u>76</u>	
143		<u>76</u>	
144		<u>76</u>	
145		<u>76</u>	
146		<u>77</u>	
147		<u>77</u>	
148		<u>77</u>	
<u>149</u>		<u>77</u>	

略

ロ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略	略		
58	<u>33</u>		
59	<u>34</u>		
60	<u>34</u>		
61	<u>35</u>		
62	<u>35</u>		略

ロ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略	略		
58	<u>34</u>		
59	<u>35</u>		
60	<u>36</u>		
61	<u>37</u>		
62	<u>37</u>		略

63	<u>36</u>	略	
64	<u>36</u>		
65	<u>37</u>		
66	<u>37</u>		<u>25</u>
67	<u>38</u>		<u>26</u>
68	<u>38</u>		<u>26</u>
69	<u>39</u>		<u>27</u>
70	<u>39</u>		<u>27</u>
71	<u>40</u>		<u>28</u>
72	<u>40</u>		<u>28</u>
73	<u>41</u>		<u>29</u>
74	<u>42</u>		<u>29</u>
75	<u>43</u>		<u>30</u>
76			<u>30</u>
77			<u>31</u>
略			
119		<u>57</u>	
120		<u>57</u>	
121		<u>57</u>	
122		<u>57</u>	
123		<u>57</u>	
124		<u>58</u>	
125		<u>58</u>	
126		<u>58</u>	
127		<u>58</u>	
128		<u>58</u>	
129		<u>58</u>	
130		<u>58</u>	
131	略	<u>59</u>	
132		<u>59</u>	
133		<u>59</u>	
134		<u>59</u>	
135		<u>59</u>	
136		<u>59</u>	

63	<u>38</u>	略	
64	<u>38</u>		
65	<u>39</u>		
66	<u>39</u>		<u>26</u>
67	<u>40</u>		<u>27</u>
68	<u>40</u>		<u>28</u>
69	<u>41</u>		<u>29</u>
70	<u>41</u>		<u>30</u>
71	<u>42</u>		<u>31</u>
72	<u>42</u>		<u>32</u>
73	<u>43</u>		<u>33</u>
74	<u>43</u>		<u>33</u>
75	<u>44</u>		<u>34</u>
76			<u>34</u>
77			<u>35</u>
略			
119		<u>58</u>	
120		<u>58</u>	
121		<u>58</u>	
122		<u>58</u>	
123		<u>58</u>	
124		<u>59</u>	
125		<u>59</u>	
126		<u>59</u>	
127		<u>59</u>	
128		<u>59</u>	
129		<u>60</u>	
130		<u>60</u>	
131	略	<u>60</u>	
132		<u>60</u>	
133		<u>60</u>	
134		<u>61</u>	
135		<u>61</u>	
136		<u>61</u>	

137	<u>59</u>
138	<u>59</u>
139	<u>59</u>
140	<u>59</u>
141	<u>59</u>
142	<u>59</u>
143	<u>60</u>
144	<u>60</u>
145	<u>60</u>
略	略

137	<u>61</u>
138	—
139	—
140	—
141	—
142	—
143	—
144	—
145	—
略	略

ハ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
略	略				略
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
略					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					

ハ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
略	略				略
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
略					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					

63		略	略		
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					<u>50</u>
73					<u>50</u>
74					<u>50</u>
75	<u>34</u>				<u>50</u>
76	<u>34</u>				<u>50</u>
77	<u>35</u>				<u>51</u>
78	<u>35</u>				<u>51</u>
79	<u>36</u>			<u>68</u>	<u>51</u>
80	<u>36</u>			<u>68</u>	<u>51</u>
81	<u>37</u>			<u>69</u>	<u>51</u>
82	<u>38</u>			<u>69</u>	<u>51</u>
83	<u>39</u>			<u>69</u>	<u>51</u>
84	<u>40</u>			<u>69</u>	<u>51</u>
85	<u>41</u>			<u>69</u>	<u>51</u>
86	<u>41</u>			<u>70</u>	<u>51</u>
87	<u>42</u>	<u>70</u>	<u>51</u>		
88	<u>42</u>	<u>70</u>	<u>51</u>		
89	<u>43</u>	<u>71</u>	<u>52</u>		
90	<u>43</u>	<u>72</u>	<u>52</u>		
91	<u>44</u>	<u>73</u>	<u>52</u>		
92	<u>44</u>	<u>74</u>	<u>52</u>		
93	<u>45</u>	<u>75</u>	<u>53</u>		
略	略	略	略		

63		略	略		
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					<u>51</u>
73					<u>51</u>
74					<u>51</u>
75	<u>33</u>				<u>51</u>
76	<u>34</u>				<u>51</u>
77	<u>34</u>				<u>52</u>
78	<u>34</u>				<u>52</u>
79	<u>35</u>			<u>69</u>	<u>52</u>
80	<u>35</u>			<u>69</u>	<u>52</u>
81	<u>35</u>			<u>69</u>	<u>52</u>
82	<u>36</u>			<u>70</u>	<u>53</u>
83	<u>36</u>			<u>70</u>	<u>53</u>
84	<u>36</u>			<u>70</u>	<u>53</u>
85	<u>37</u>			<u>71</u>	<u>53</u>
86	<u>37</u>			<u>71</u>	—
87	<u>38</u>	<u>71</u>	—		
88	<u>38</u>	<u>72</u>	—		
89	<u>39</u>	<u>73</u>	—		
90	<u>39</u>	<u>74</u>	—		
91	<u>40</u>	<u>75</u>	—		
92	<u>40</u>	<u>76</u>	—		
93	<u>41</u>	<u>77</u>	—		
略	略	略	略		

二 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	
略	略				
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					<u>34</u>
59					<u>35</u>
60					<u>36</u>
61	<u>37</u>				
62	<u>37</u>				
63	<u>38</u>				
64	<u>38</u>				
65	<u>39</u>				
66	<u>39</u>				
67	<u>40</u>	略			
68	<u>40</u>				
69	<u>41</u>				
70	<u>41</u>				
71	<u>42</u>				
72	<u>42</u>				
73	<u>43</u>				
74	<u>43</u>				

二 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	
略	略				
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					<u>33</u>
59					<u>34</u>
60					<u>34</u>
61	<u>35</u>				
62	<u>35</u>				
63	<u>36</u>				
64	<u>36</u>				
65	<u>37</u>				
66	<u>38</u>				
67	<u>39</u>	略			
68	<u>40</u>				
69	<u>41</u>				
70	<u>41</u>				
71	<u>41</u>				
72	<u>42</u>				
73	<u>42</u>				
74	<u>42</u>				

75	<u>44</u>			
76	<u>44</u>			
77	<u>45</u>			
78	<u>45</u>			
79	<u>46</u>			
80	<u>46</u>			
81	<u>47</u>			
82	<u>47</u>			
83	<u>48</u>			
84	<u>48</u>			
85	<u>49</u>			
86	略			
略				
91		<u>61</u>		
92		<u>62</u>		
93		<u>62</u>		
94		<u>62</u>		
95		<u>62</u>		
96		<u>62</u>		
97		<u>62</u>		
98		<u>62</u>		
99		<u>63</u>		
100		<u>63</u>		
101		<u>63</u>		
102		<u>63</u>		
103		<u>63</u>		
104	<u>63</u>			
105	<u>63</u>			
略	略			

略

略

75	<u>43</u>			
76	<u>43</u>			
77	<u>43</u>			
78	<u>44</u>			
79	<u>44</u>			
80	<u>44</u>			
81	<u>45</u>			
82	<u>45</u>			
83	<u>46</u>			
84	<u>46</u>			
85	<u>47</u>			
86	略			
略				
91		<u>62</u>		
92		<u>62</u>		
93		<u>62</u>		
94		<u>62</u>		
95		<u>62</u>		
96		<u>62</u>		
97		<u>63</u>		
98		<u>63</u>		
99		<u>63</u>		
100		<u>63</u>		
101		<u>63</u>		
102		<u>63</u>		
103		<u>64</u>		
104	<u>64</u>			
105	<u>64</u>			
略	略			

略

略

別表第十三(第五十九条関係)

級地区分 (指定年月日)	学校等の名称	所在地
一級地 (平成八年一月一日指定)	大阿仁小学校	北秋田市
一級地 (平成二十八年四月一日指定)	草木小学校	鹿角市
一級地 (平成二十八年四月一日指定)	北陽小学校	男鹿市
一級地 (平成二十八年四月一日指定)	東利小学校	由利本荘市
一級地 (平成二十八年四月一日指定)	男鹿北中学校	男鹿市
一級地 (平成二十八年四月一日指定)	東利中学校	由利本荘市
二級地 (平成二十八年四月一日指定)	高瀬小学校	雄勝郡羽後町

別表第十三の二 削除

指定年月日	学校等の名称	所在地
別表第十三の三(第五十九条の二関係)		

別表第十三(第五十九条関係)

級地区分 (指定年月日)	学校等の名称	所在地
一級地 (平成二年一月一日指定)	上川大内小学校	由利本荘市
一級地 (平成四年四月一日指定)	高瀬中学校	雄勝郡羽後町
一級地 (平成八年一月一日指定)	大阿仁小学校	北秋田市
二級地 (平成十六年四月一日指定)	田代小学校	雄勝郡羽後町
三級地 (平成二十七年四月一日指定)	宮古島市立平良中学校	沖縄県宮古島市

別表第十三の二(第五十九条関係)

指定年月日	学校等の名称	所在地
別表第十三の三(第五十九条の二関係)		
四級地 (昭和五十三年十二月一日指定)	大湯小学校田代分校	鹿角市

																平成二十五年四月一日指定	鳥海小学校	由利本荘市
																平成二十八年四月一日指定	鳥海中学校	川
																	阿仁合小学校	北秋田市
																	上小阿仁小学校	北秋田郡上小阿仁村
																	常盤小学校	能代市
																	岩見三内小学校	秋田市
																	皆瀬中学校	湯沢市
																	東成瀬中学校	雄勝郡東成瀬村
																	湯沢市皆瀬学校給食センター	湯沢市
																	東成瀬村学校給食センター	雄勝郡東成瀬村

別表第十三の四及び別表第十三の五 削除

																平成二十二年一月一日指定	仙道小学校	雄勝郡羽後町
																平成二十四年一月一日指定	東由利中学校	由利本荘市
																平成二十三年四月一日指定	東由利小学校	由利本荘市
																平成二十五年四月一日指定	鳥海小学校	由利本荘市
																	鳥海中学校	川

別表第十三の四 削除

別表第十三の五(第五十九条の三関係)

指定年月日	学校等の名称	所在地
平成二十二年四月一日指定	草木小学校	鹿角市
	常盤小学校	能代市
	上小阿仁小学校	北秋田郡上小阿仁村

別表第十四（第六十七条の五関係）

給料表	職員	加算割合
略	略	略
医療職給料表	職務の級五級及び四級の職員並びに三級の職員（教育委員会が人事委員会と協議して定める職員に限る。）	百分の五（職務の級五級の職員のうち教育委員会が人事委員会と協議して別に定める職員にあつては、百分の十）

別表第15（第74条関係）

イ 教育職給料表(一)の適用を受ける職員

職員の区分	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
再任用職員以外の職員	略	略	略	略
再任用職員以外の職員	略	149号給から152号給まで	略	略
		153号給から156号給まで	7,100	略
		157号給	7,100	略
略	略	略	略	略

ロ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

別表第十四（第六十七条の五関係）

給料表	職員	加算割合
略	略	略
医療職給料表	職務の級五級の職員及び三級の職員（教育委員会が人事委員会と協議して定める職員に限る。）	百分の十 百分の五

別表第15（第74条関係）

イ 教育職給料表(一)の適用を受ける職員

職員の区分	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
再任用職員以外の職員	略	略	略	略
再任用職員以外の職員	略	149号給	略	略
		略	7,100	略
略	略	略	略	略

ロ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

常盤中学校	能代市
上小阿仁中学校	北秋田郡上小阿仁村
東成瀬中学校	雄勝郡東成瀬村
東成瀬村小中学校給食共同調理場	雄勝郡東成瀬村

職員の区分	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
再任用職員以外の職員	略	略	略	略
	141号給から144号給まで	7,100		
	145号給から148号給まで	5,100	7,100	
略	略	略	略	略

職員の区分	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
再任用職員以外の職員	略	略	略	略
	141号給から144号給まで	5,000		
	145号給から148号給まで	5,100		
略	略	略	略	略